

大宮地域コミュニティ

設立準備会

NEWS (最終報告)



平成27年3月発行 (各戸配付)

【編集・発行】

大宮地域コミュニティ設立準備会

会長 高石 一男

(市担当課：市民協働課

コミュニティ推進グループ)

新たな地域コミュニティの名称は

「大宮ふるさと協議会」に決定！

～ふるさと・大宮を住みよい地域にしましょう。～

9月に発行した「大宮地域コミュニティ設立準備会NEWS (中間報告)」において、新たな地域コミュニティの組織名称を地区内の皆さんに募集したところ、9人の方から19の案を応募いただきました。

12月開催の設立準備会で協議した結果、組織の名称は「大宮ふるさと協議会」に決定しました。

大宮ふるさと協議会は皆さんのご協力をいただきながら、住みよい地域づくりを進めます。

ごあいさつ

大宮地域コミュニティ設立準備会
会長 高石 一男

現在、龍ヶ崎市は重点施策としてコミュニティセンター単位 (小学校区単位) での中核的な地域コミュニティの形成を推進しており、本年度までに市内13地区のうち、8地区で設立されている状況にあります。

私たち大宮地区においても、市の助言をいただきながら、地域性を十分に勘案した上、大宮地区区長会、大宮コミュニティセンター活動推進協議会、大宮地区安全安心地域づくり推進協議会が中心となり、平成25年度に設立準備会が発足しました。その後、計12回にわたる会合を経て、平成27年4月をもって正式に発足するまでに至りました。

平成20年2月17日に、先人が本来あるべき大宮地区の地域コミュニティを目指して、大宮地区安全安心地域づくり推進協議会を立ち上げ、逐次、地域活動グループを募り、その数は今や12団体からなる組織となりました。これまで、さまざまな地域活動を展開してきたところですが、その活動内容は、新たに発足する「大宮ふるさと協議会」の活動にそのまま引き継がれるものであります。

大宮地区も少子高齢化現象を来しており、今後も引き続き、地域住民が共助の精神を高揚し、地域力の向上を図り、より安全で安心な地域を目指してコミュニティ活動を推進しなくてはなりません。

ぜひ、大宮地区の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

【大宮地域コミュニティ設立準備会】

役職	氏名	備考
会長	高石 一男	防犯連絡員/久夫
副会長	平野 好郎	区長会/宮前
委員	朝日出 邦利	区長会/梶内
	小泉 秀明	区長会/戸張
	鈴木 繁	区長会/上大徳新町
	大塚 正男	区長会/北河原
	武田 紀男	区長会/上佐沼
	関口 禎男	区長会/関
	関口 眞一	区長会/深堀
	吉田 増男	防犯連絡員/宮渚下
	糸賀 祥治	交通安全協会/上大徳
	関口 延男	長寿会/久夫
	大越 敏男	青少年育成/宮渚上
	畑山 潤	消防団/上大徳新町
	木村 幸司	大宮小PTA/上佐沼
	松田 喬行	城南中PTA/小山东
高野 友子	交通安全母の会/関	
飯田 卓男	活動推進協議会/下佐沼	
事務局	藍沢 理夫	活動推進協議会/下佐沼
	大越 正巳	センター長/宮渚上
会計	渡辺 静子	副センター長/小関
監事	寺田 孝	区長会/小山东
	塚本 隆一	民生委員/宮渚下



【写真】
設立準備会の様子

(平成27年2月現在・敬称略)

【大宮ふるさと協議会設立に向けての協議経過】

開催日	会議名称	主な協議事項
H25. 9. 1 (日)	第1回設立準備会	中核的な地域コミュニティについて／地域コミュニティへの支援策について／設立準備会スケジュールについて／設立準備会役員及び予算について ほか
H25. 10. 6 (日)	第2回設立準備会	大宮地区の現状と課題について ほか
H25. 12. 1 (日)	第3回設立準備会	市内の他地区の地域コミュニティ活動について／実施事業の検討について ほか
H26. 2. 2 (日)	第4回設立準備会	地域コミュニティの活動について／設置する委員会について ほか
H26. 3. 2 (日)	第5回設立準備会	地域コミュニティの組織について／活動の実施主体について／委員会の構成について ほか
H26. 5. 4 (日)	第6回設立準備会	各区の活動状況について／市内の他地区の地域コミュニティ活動について／区の活動支援策について ほか
H26. 6. 1 (日)	第7回設立準備会	各委員会の事業と検討委員の選任について ほか
H26. 7. 6 (日)	第1回実施事業検討会 (委員会別)	生活安全、文化体育、健康福祉、環境美化、総務広報の5委員会の実施事業について
H26. 8. 3 (日)	第2回実施事業検討会 (委員会別)	生活安全、文化体育、総務広報の3委員会の実施事業について
H26. 9. 7 (日)	第8回設立準備会	各委員会の事業について／予算案について／中間報告の発行及び組織名称の募集について ほか
H26. 9. 21 (日)	区長会	区の活動支援策について
H26. 10. 5 (日)	第9回設立準備会	規約案について ほか
H26. 11. 3 (月)	区長会	区の活動支援策について
H26. 12. 7 (日)	第10回設立準備会	規約案について／予算案について／組織の名称について／設立総会開催日時について／委員の選任について ほか
H27. 2. 1 (日)	第11回設立準備会	最終報告の発行について／設立総会について ほか
H27. 3. 1 (日)	第12回設立準備会	設立総会について ほか

平成27年度より「地域担当職員」が配置されます
大宮地区と市役所のパイプ役として、大宮ふるさと協議会の活動を応援します！

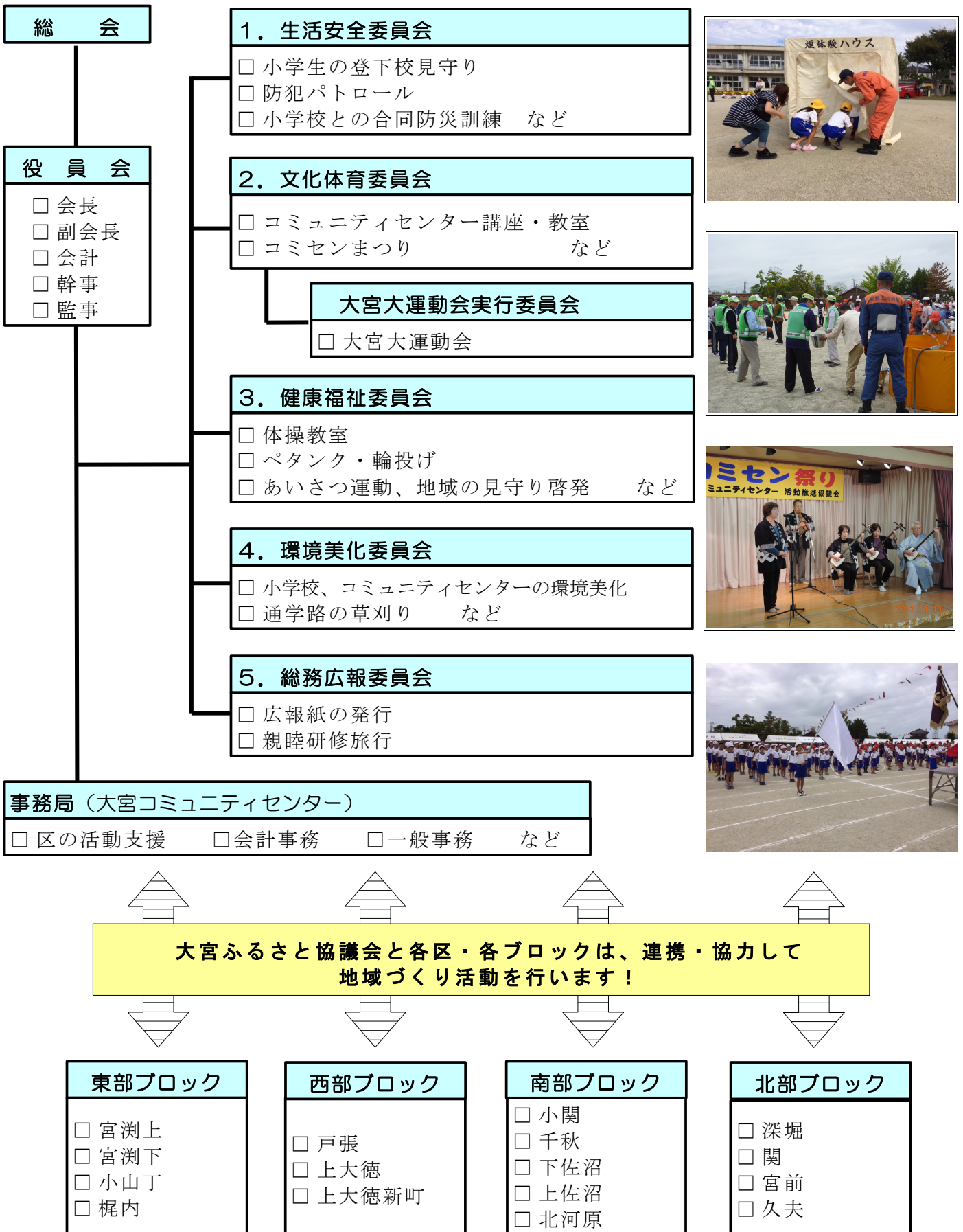
大宮ふるさと協議会（以下、「協議会」という。）が設立されると、協議会と龍ヶ崎市が対等な立場で協議会の活動を推進する仕組みとして、龍ヶ崎市役所より「地域担当職員」が配置されます。

地域担当職員は、協議会の会議などに参加し、地域の実情やニーズの把握を行うとともに、大宮地区と市役所関係各課との「パイプ役」となって、地域課題の解決に向け協力や提案を行います。また、協議会が活動するために必要な行政情報を提供します。

配置されるのは、「サポーター長」として龍ヶ崎市役所の課長級職員1名、「副サポーター長」として課長補佐級職員1名、「サポーター」として主査（係長）以下の職員3名の計5名の市職員です。

なお、地域担当職員は市役所での配属先（所属する課など）での通常業務との兼務であるため、大宮コミュニティセンターに常駐するものではありません。予めご了承願います。

大宮ふるさと協議会の組織図（各委員会の主な活動内容）



大宮ふるさと協議会規約（案）

（名称及び事務所）

第1条 本会は、大宮ふるさと協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を龍ヶ崎市大宮コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）内に置く。

（目的）

第2条 協議会は、大宮地区（以下「地区」という。）に居住する住民相互のつながりを深めることで、ふるさと意識を醸成するとともに、地区で活動する各種団体等が情報を共有し、連携協力して地域の課題解決を図ることによって、明るく住みよい地域社会を構築することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・安心なまちづくりに関すること。
- (2) 住民の健康増進及び地域福祉の推進に関すること。
- (3) 生涯学習の推進及び住民相互の交流・親睦に関すること。
- (4) 地域環境の保全に関すること。
- (5) 住民自治組織の活動の支援に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要なと認められること。

（構成）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、第2条に規定する目的に賛同する者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 地区内の住民自治組織の代表者
- (2) 地区内に活動の拠点を置く各種団体、行政委員及び行政機関のうち、別表第1に掲げるものの代表者
- (3) 前2号に掲げる者が推薦する者
- (4) その他役員会の承認を得た者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 幹事 10名
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において承認を得るものとする。

（役員の任務）

第6条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計業務を行う。
- (4) 幹事は、協議会の運営及び調整を行う。
- (5) 監事は、協議会の会計を監査する。

（役員の任期）

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（相談役）

第8条 協議会に相談役を置くことができる。

2 相談役は、2名以内とする。

3 相談役は、協議会の運営等に関する助言及び提言を行うが、議決権は有しないものとする。

4 相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

（会議）

第9条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

（総会）

第10条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、第4条に規定する委員をもって構成する。

(1) 定期総会は、年1回開催する。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の2以上から請求があったときに開催する。

2 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の決議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 総会の議長は、出席した委員の中から互選により選出する。

（総会の決議事項）

第11条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員承認に関する事項
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(役員会)

- 第12条 役員会は、次の第5条に規定する役員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときはこの限りでない。
- 2 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
 - 3 役員会の決議は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 役員会の議長は、会長となる。

(役員会の決議事項)

- 第13条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。
- (1) 総会に付議する事項
 - (2) 事業の企画及び運営に関する事項
 - (3) その他会長が必要と認める事項

(委員会)

- 第14条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次の委員会を置く。
- (1) 生活安全委員会
 - (2) 文化体育委員会
 - (3) 健康福祉委員会
 - (4) 環境美化委員会
 - (5) 総務広報委員会
- 2 委員会は、第4条に規定する委員をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 4 委員長及び副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 委員会は、当該委員会の委員長が招集する。
 - 6 委員会は、当該委員会に属する地域課題を解決するため、各種事業を実施する。

(ブロック)

- 第15条 第3条に規定する事業を実施するため、協議会に次のブロックを置く。
- (1) 東部ブロック
 - (2) 西部ブロック
 - (3) 南部ブロック
 - (4) 北部ブロック
- 2 ブロックは、別表第2に掲げる住民自治組織の区域とする。
 - 3 ブロックに、ブロック長を置く。
 - 4 ブロック長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(実行委員会)

- 第16条 文化体育委員会に大宮大運動会実行委員会を置く。
- 2 実行委員会の運営等は、別に定めるものとする。

(事務局)

- 第17条 協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、コミュニティセンター職員をもって構成する。

(経費)

- 第18条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

- 第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(情報公開)

- 第20条 協議会の会計内容等は、原則として公開する。

(補則)

- 第21条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の決議を経て会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成27年4月12日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

龍ヶ崎市防犯連絡員協議会大宮分会	龍ヶ崎地区交通安全協会	民生委員児童委員
龍ヶ崎市立大宮小学校	龍ヶ崎市立大宮小学校PTA	龍ヶ崎市立城南中学校PTA
龍ヶ崎市交通安全母の会	長寿会	青少年育成龍ヶ崎市民会議大宮支部
自主防災組織	龍ヶ崎市消防団第7分団	大宮子供会育成会

別表第2 (第15条関係)

東部ブロック	宮渕上, 宮渕下, 小山下, 梶内
西部ブロック	戸張, 上大徳, 上大徳新町
南部ブロック	小関, 千秋, 下佐沼, 上佐沼, 北河原
北部ブロック	深堀, 関, 宮前, 久夫

平成27年度 大宮ふるさと協議会予算（案）

1. 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,546,000円と定める。
2. 歳入歳出予算の科目ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
3. 歳出予算の科目間の流用及び予備費の充用は、役員会の承認を得て、会長がこれを処分することができる。

「第1表 歳入歳出予算」

(1) 歳入

科目	予算額 (円)	説明
地域コミュニティ補助金	1,595,000	基本額1,000,000円+戸数割500円×1,190戸 ※下図参照
地域コミュニティ補助金設立加算	340,000	設立3年度以内で総額500,000円加算
協力金	357,000	16区からの協力金(300円×1,190戸)
雑入	254,000	預金利子、コミュニティセンター活動推進協議会精算金等
計	2,546,000	

(2) 歳出

科目	予算額 (円)	説明 (円)
生活安全委員会	246,000	小学生の登下校見守り、防犯パトロール、小学校との合同防災訓練
		防犯懇談会、避難所運営検討、避難体制検討など
文化体育委員会	1,105,000	大宮大運動会
		コミセン講座、教室、大会
		コミセンまつり、伝統行事の継承、大宮全体行事の検討
健康福祉委員会	175,000	体操教室・ペタンク等・室内レクリエーション(輪投げ)
		健康・福祉講座、あいさつ運動、見守りチラシ作成
環境美化委員会	120,000	小学校・コミュニティセンター環境美化、通学路の草刈り
		降雪時の除雪検討、マナー向上啓発、ホテル再生
総務広報委員会	190,000	広報紙の発行、親睦研修旅行
事務局	684,000	事務費、会議費、保険料(ボランティア保険・行事保険)
		ブロック活動費(20,000円×4ブロック)
		区活動応援金(基本額15,000円、戸数割150円)16区
予備費	26,000	
計	2,546,000	

大宮ふるさと協議会の設立に伴い、市から交付される補助金などの流れが変わります！

